

さんぷけんこうしんさ

産婦健康診査の 費用を助成します



産婦健康診査（以下「産婦健診」という）は医療機関にて産後のお母さんの心身の回復と健康状態を確認し、病気や異常の早期発見に繋げる健診です。

八雲町では、**令和8年4月**より産婦健診（産後2週間前後・1か月前後）にかかる費用を一部助成いたします。つきましては、「**産婦健康診査受診票**」を送付いたしますので、受診する医療機関にご提出のうえ、産婦健診を受診していただけますようお願いいたします。

対象 下記すべてを満たす方

- ◆受診日に八雲町に住民票を有する方
 - ◆令和8年4月1日以降に産婦健診を受ける方
- ※受診日時点で町外へ転出された方は対象となりません。

利用方法

受診する医療機関へ「産婦健康診査受診票」を提出してください。
※医療機関によっては、産後2週間健診を実施していない場合があります。

助成額 健診に要した費用の一部を助成します

上限**5,000円**（税込み）

※上限を超えた金額は自己負担となりますのでご了承ください。健診費用が助成上限額に満たない場合はその額を上限とします。

対象機関

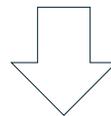
北海道内の医療機関

※**北海道外の医療機関を受診した場合**、健診に要した費用を一旦お支払いいただいた後、町へ申請をしていただくことで上限5,000円（税込）までを払い戻しいたします。

（右記「償還払い制度」参照）

償還払い制度

北海道外の医療機関で産婦健診を受けた場合は、一旦医療機関へ費用をお支払いください。



受診日から**1年以内**

申請に必要な以下のものを提出してください。

<申請に必要な書類>

- 産婦健康診査費用助成申請書
 - 健診費用の領収書や診療明細書
 - 母子手帳
 - 本人（または家族）名義の口座番号がわかるもの
 - 申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）
- ※申請書は町ホームページからダウンロードできます

<申請先>

- 八雲町シルバープラザ
保健福祉課健康推進係
電話0137-64-2111
- 落部支所
電話0137-67-2231
- 熊石総合支所
住民サービス課住民福祉係
電話01398-2-3112

<お問い合わせ先>

八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ
保健福祉課健康推進係
TEL：0137-64-2111



町ホームページでもお知らせしています。